

福島県特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーター 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約を始めとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び福島県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和5年4月3日制定、以下「要綱」という。）に基づき福島県（以下「県」という。）が設置する福島県過疎地域等政策支援員のうち、特定地域づくり事業協同組合（以下「組合」という。）の設立・運営支援を行う「福島県特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定めるコーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 組合の設立検討段階の支援（市町村や事業者への周知・個別説明など）
- (2) 組合の設立準備段階の支援（設立発起人の選定や派遣計画の検討支援など）
- (3) 組合の設立・認定段階の支援（申請書類作成や関係者調整など）
- (4) 組合の運営の支援（経営コンサルティングや交付金申請書作成支援など）
- (5) その他地域の実情に応じた組合の設立・運営までの一体的支援に係る必要な活動

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、県が業務委託を行う「福島県特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーター設置業務（以下「業務」という。）」の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第2号及び第3号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、中小企業等協同組合法等の関係法令に精通し、必要な知識や資格及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第4条 要綱第5条に定めるコーディネーターの委嘱期間は、業務に係る委託契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第7条に定めるコーディネーターの報酬は、業務の受託者から報酬を支払うものとする。

2 要綱第7条に定めるコーディネーターの活動に必要な経費は、業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。